

【諮問第134号】

17川情個第19号  
平成17年7月4日

川崎市教育委員会  
委員長 宮田 進 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成16年10月29日付け16川教庶第835号で諮問のありました公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関の判断は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成16年9月9日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「横浜地方裁判所平成15年（行ウ）第85号事件に関して、和解案提案を拒否することを決めた職務権限ある権限者及び権限機関の文書の全て（附属資料・添付資料含む。）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、平成16年9月24日付けで、業務繁忙を理由として、条例第12条第2項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間延長を異議申立人に通知した。

実施機関は、平成16年10月8日付けで、本件請求内容を記録した公文書は作成していないとして、拒否処分を行った。

異議申立人は、平成16年10月15日付けで、文書不存在とした文書は存在するはずであるとの旨を理由として、拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った（審査会諮問第134号事件）。

## 3 異議申立人の主張要旨

平成17年4月26日付け意見書及び同年5月9日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 実施機関教育委員会は、教育委員の一人でもあり、教育委員会の中心的存在である教育長がかわったことにより、新たな体制となった。新たな教育委員会会議において本件異議申立てについて諮問継続の確認を行わなければならない。
- (2) 和解拒否の結論は川崎市長の判断や教育委員会会議の議を経た結果であるところであるのが常識的見方だと思われるが、そうであるならば、この結論に至る一連の文書は意思決定判断上、当然作成されているはずである。

また、和解は特別委任事項であるから、訴訟代理人は和解の打診や申入れがあれば依頼者と協議した上で訴訟の進行を図るのが当然の職務義務であり、訴訟委任を受けているからと言って、独断で全ての訴訟進行ができるものではない。

## 4 実施機関の主張要旨

平成17年3月3日付け処分理由説明書及び同年3月25日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

異議申立人は、他の一名とともに川崎市及び川崎市教育委員会を相手に訴訟を提起している（平成15年（行ウ）第85号損害賠償等請求事件）が、川崎市及び川崎市教育委員会はこの事件について弁護士を訴訟代理人として訴訟委任契約を締結し、訴訟追行に関する一切を委任している。

原告である異議申立人は和解案と称する「上申書」を提出したが、これは訴状の内容と同様のものであり、川崎市及び川崎市教育委員会として受け入れられるものではなく、訴訟行為として訴訟代理人が即日拒否したものである。

また、訴訟代理人との打合せにおいても和解案の内容について検討したこともなく、また、打合せ記録等も作成していない。

したがって、本件請求に係る内容の公文書は作成しておらず、拒否処分を行った。

## 5 審査会の判断

- (1) 本件は異議申立人が川崎市及び川崎市教育委員会を被告として横浜地方裁判所に対して申立てをした、同裁判所平成15年(行ウ)第85号事件(以下、本件訴訟という)において、異議申立人が平成16年8月4日の第4回口頭弁論期日に提出した「和解案」と題する上申書について、川崎市及び川崎市教育委員会から委任を受けた代理人弁護士が、同期日においてその「和解案」の受諾について拒否する旨の回答をし、さらに、次の期日である同年9月8日に再度異議申立人からの前記「和解案」についての提案についても同様に代理人弁護士において拒否する旨の回答をしたという件について、「和解案提案を拒否することを決めた職務権限ある権限者及び権限機関の文書」全ての開示を求めたものである。
- (2) ところで、本件訴訟においては、異議申立人は下記を請求の趣旨として求めている。

### 記

ア 被告が原告に対して平成15年9月18日付けでなした「本件不服申立てを棄却する」決定について、原処分に対する決定が不存在であることの確認を求める。

(予備的に同決定は、不服申立行為を棄却したものであり、原処分(黒塗り部分)を棄却したものでないことの確認を求める。)

イ 被告川崎市教育委員会は、平成11年10月25日付けの「全部承諾する」原処分には、黒塗り部分について処分をしない違法があるので、全部承諾処分のうちの黒塗り部分を承諾したとする承諾処分部分を取消せ。

(予備的に同原処分が黒塗り部分を含めた全部承諾処分であるならば、全部承諾処分どおり閲覧に供さない不作為があるから、原処分どおり全て閲覧に応じよ。)

ウ 被告川崎市教育委員会の原処分には、黒塗り部分に対して処分をしない不作為の違法があるから、閲覧請求権に対する諾否の処分をせよ。

エ 被告川崎市は、国家賠償法に基づき、原告 A に対して金100万円、原告 B に対して金10万円及びこれに対する平成15年12月 日(注:訴状に日付の記載なし。)から完済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。

- (3) これに対して川崎市及び川崎市教育委員会は、平成16年2月2日付けにて異議申立人の請求をいずれも却下することを求める旨の答弁書を提出している。

したがって、川崎市及び川崎市教育委員会から委任を受けた代理人弁護士は、

上記趣旨に従って訴訟活動を行なうことを委任事項とした委任契約を締結し、その任務を誠実に処理すべき義務を負担していたこととなる。

- (4) 平成16年8月4日の第4回期日において、異議申立人が提出した「和解案」は下記のとおりの内容であった。

#### 記

ア 被告川崎市教育委員会は、川崎市個人情報保護条例（以下「条例」という）の閲覧請求権に基づいた請求があった場合、公文書上に存在する全ての情報に対して諾否の判断を行い、その結果を通知書の様式を用いて処分通知することが条例上の実施機関の義務であることを再確認する。

イ 被告川崎市教育委員会は、全部承諾処分上に存在する本件事案の黒塗り部分について、前項の処分回答義務に照らして、諾否の判断をしない違法及び処分回答手続き義務違反の違法を認めて、改めて、諾否の判断を行い、その旨の行政処分を条例に基づいて通知をすること。

ウ 被告川崎市は、慰謝料については、前2項のとおり長期間違法状態が継続しており、条例解釈・運用において担当職員らの故意もしくは重大な過失に起因すること明白であるから、再発防止を計る目的から、研修や行政情報課の指導に服する強い指導の外、懲罰的意味を含めて慰謝料の賠償金を支払うこととし、その額について協議する。（場合によれば、求償権の行使の可能性もある。）

エ 被告川崎市及び被告川崎市教育委員会は、被告両名の代理人の本件訴訟において、処分がないにもかかわらず行政処分があると虚偽の主張を展開するなど不当な応訴の論陣をはるなどして、川崎市の情報公開制度に対する信用を失墜させた行為は明白であることから、即刻、弁護士石津廣司氏を解任して、報酬費用等の一部の返還を求めて、川崎市の情報公開制度の信用回復に努めること。

オ 上記の各対応をとることにより、閲覧請求権の権利を保障し、不服申立制度の公平・適正な救済手続きを確保し、個人情報保護条例や情報公開条例の目的達成のために公正・適正な条例解釈・運用を行う「証」の姿勢を明らかにして、原告らに謝罪の意思を明らかにする。

- (5) この和解案と訴状請求の趣旨を比較するならば、和解案イからオまでは異議申立人の訴訟における請求の趣旨を全面的に認めることを前提としているものであり、即ち、形としては「和解」と言うものの、その実質は、異議申立人が川崎市及び川崎市教育委員会に対して請求の認諾を求めるものであることは明らかである。

代理人弁護士としては、相手方から和解提案があった場合には、委任契約に基づきこれを持ち帰って依頼者と協議検討するのが委任契約における原則である。

しかしながら、川崎市及び川崎市教育委員会は、前記のとおり、異議申立人

の請求の趣旨に対しては、請求却下の答弁をしており、その方針に沿って訴訟活動について委任を受けた代理人弁護士としては、請求の認諾を求められた場合についてまで、持ち帰ってこれを検討する要はないと判断したものであり、その判断に基づいて、和解案が提出された同じ期日において、受諾について拒否する旨の回答をしたものであると認められる。

そうすると、この受諾拒否の回答は、代理人弁護士の委任事務の範囲内で行なわれたものであり、現実に川崎市及び川崎市教育委員会に持ち帰って、諮ることをしていないと認められるから、「和解案提案を拒否することを決めた職務権限ある権限者及び権限機関の文書」は存在していないことは明らかであり、実施機関が文書不存在を理由として拒否処分をしたことは妥当であると判断する。

(6) 次に、平成16年9月8日の第5回期日において、異議申立人が再度同じ内容の「和解案」について提案をした際の代理人弁護士の回答について検討する。

前回期日から上記第5回期日までの間に、川崎市及び川崎市教育委員会の代理人弁護士は平成16年8月26日付けの意見書を作成し、提出している。

この意見書提出については、実施機関の担当者に確認したところによれば、実施機関と代理人弁護士との間で格段の打ち合わせはなされていない。

ただし、上記第5回期日に代理人弁護士が欠席する予定であったため、実施機関担当者として、この第5回期日にどのように裁判手続きを進行させるかということについて指示を受けるため、代理人弁護士の事務所に赴いたことはあった模様である。しかし、そのような用件のための訪問であったから、実施機関担当者は代理人弁護士からの指示を聞いたのみであった。

したがって、「和解案」についてどう対応するかということについては、何ら話題となっていない。代理人弁護士としても、既に前回期日において同人の委任の範囲内で既に回答を了している件であり、これに対して再度対応を検討する必要はないと判断したものと推測される。

なお、この代理人弁護士事務所訪問については、何ら記録は保管されていない。

実施機関によれば、代理人弁護士との打ち合わせ結果については、もともと文書は作成されないとのことである。

(7) ところで、委任契約に基づく訴訟遂行に関して、特に指定代理人が訴訟に参加しているのであればなおさら、指定代理人としては、当該訴訟における経過について指定を受けた上司に対して報告が通常はあるはずであると考えられる。

この点が異議申立人が不審を感じ、本来存在すべきものであるから、不存在ということはおかしいとして異議申し立ての手続きを取った理由であると推測される。

その訴訟における経過報告において、前記第4回期日の結果報告や、第5回期

日前の打ち合わせ結果報告のような書類が真実存在しないのかについて、当審査会は、確認するため平成17年6月6日、実施機関に赴き調査を実施した。

しかしながら、和解案の検討を記録した文書を発見することができなかった。(8) 以上の次第であるから、上記のように委任契約の範囲内において代理人弁護士がその判断で「和解案」を拒絶したものと認められ、且つ、何ら実施機関との打ち合わせ等がなされていないと認められる本件において、審査会の調査の結果としても文書は不存在と認められるので、これを理由に異議申立人の開示請求を拒否した実施機関の判断は妥当である。

なお、実施機関において、訴訟事件について代理人弁護士との打ち合わせの内容については、一切記録していないことが上記調査の結果判明した。しかし、訴訟の経過及び打ち合わせについて一切の記録がないというのは、委任契約に基づき適切な訴訟遂行を依頼している委任者の観点及び組織体における業務の継続性の観点から不適切ではないかと思料され、今後は裁判期日、打ち合わせ期日の記録化について努めるよう強く希望するものである。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	小林	美智子
委員	鈴木	庸夫
委員	高岡	香
委員	安富	潔